

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：37502

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25580008

研究課題名(和文)現代日本における、法と感情の関係についての現象学的考察

研究課題名(英文)A study of the relation between emotion and law, and the application of phenomenological method to japanese legal phenomenon

研究代表者

野村 文宏(Nomura, Fumihiro)

別府大学・食物栄養科学部・准教授

研究者番号：30369144

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 700,000円

研究成果の概要(和文)：現象学的方法を法の分野に適用できるか。まず現象学的方法の、他の分野への応用例を検討した。医療、心理学、教育学などである。そして、現象学的方法は、非超越論的な仕方では拡張して解釈できるとの結論に至った。次に、感情が安定した合理的な情報を提供できるかどうかを現象学的に考察し、感情は一定の合理的側面をもつとの結論に至った。最後に、そのような感情の合理的な側面を、法の分野に活用する可能性を検討した。刑事裁判における被害者参加などの直接的な活用に加え、一般市民の感情を汲み取り考慮することで、司法改革が期待でき、法曹等の専門家と一般市民と感覚を架橋し、市民に支えられた法状態を実現できるとの結論に至った。

研究成果の概要(英文)：Is it possible, to apply phenomenological method to the field of law? To research this theme, I considered a few application of phenomenological method to fields different from philosophical field, for example medical, psychological, pedagogical field. I came to conclusion that phenomenological method can be interpreted as non-transcendental, expanded method. Then I gave consideration to the matter of emotions, whether emotions are able to provide rational and stable information. The result of consideration was that emotions have a rational and stable side. And the last theme of this whole study is to consider the application of the rational side of emotions to legal phenomenon, jurisprudence and legal practices. A possible direct utilization, is Victims participation in a criminal case. Further utilization is that emotions of general citizen are taken into consideration in case of judicial reform. It will be able to bridge a gap between general citizen and the legal profession.

研究分野：哲学

キーワード：現象学的方法 法現象 感情

1. 研究開始当初の背景

法の現象学的解明の先行研究として、A. ライナツハ、W. シャップ、G. フッサール、H. シュミッツなどを挙げることができる。日本では、尾高朝雄、駒城鎮一などがある。しかし、いずれも一般論に終始するか、あるいは制定法の根底に一般的な法則性があることを示すに留まっているように思われる。

そこで、現象学の立場から、法に対してどのようなアプローチと考察が可能であるかを検討することが、現象学の方法を考えるときに重要であると考えたことが研究の背景である。

また、法への現象学の応用を検討する際、それだけであるならば焦点が絞りにくいいため、「感情」というテーマを設定し、感情と法との関係を、現象学的に考察することとした。

さらに、「現代日本」を研究のテーマに加えたのは、現代日本における法を取り巻く状況がある。そこでは法曹と法律学者を中心とした法の専門家たちと、一般の市民たちとの間に、小さくない意識のズレが生じているという印象を抱いている。それゆえ、その意識のズレを解明するが重要である。それにより法への理解を一般の市民の間で共有することが可能となるはずだが、そこでは一般市民の「感情」や「感覚」「気分」といったものが重要な役割を演じていると考えたからである。

2. 研究の目的

現象学的方法を、法の世界・領域に応用して、現代日本における法と感情との関係を解明することが、本研究の目的である。

そのために、現象学的方法とはどのようなものなのか、現象学的方法を哲学以外の領域へと応用するときにはそれはどのようなものとなるのかを解明する必要がある。

また、感情は、不安定で非合理的なものとして理解されることがあるが、この感情のうち、安定的で合理的な側面を認めることができるのかどうかを考察する必要がある。

さらに、感情が合理的な側面をもつとして、これを法の領域において活用するとき、どのような場面で活用できるのかを検討する必要がある。

これらを考察し解明することが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 現象学的方法を、哲学以外の領域に応用している例をいくつか取り上げ、分析する。現象学的方法は、フッサールの場合超越論的還元と形相的還元の二つであるが、それぞれ検討が検討された。その際、それらの分析例において、現象学的方法がどのようなものとして理解され、どのような事象に対してそれが応用され、さらにどのような分析成果が得られているかが検討されることになる。方法

はそれを用いる対象のあり方と相関的であると考えられるからである。それにより、現象学的方法がフッサールのような超越論的な方法に限定されるべきかどうかを考察する。現象学的方法の応用例としては、医療、心理学、教育学を検討した。

(2) 感情についての分析は、感情についての歴史的解釈の多様性を追うことから始めた。アリストテレス、アダム・スミスやJ. S. ミル、ヒュームなどを研究した。これらの哲学者は感情を道徳、正義論と関係づけて論じていることが多いために、感情と道徳、正義論との関係も研究した。その後、感情を法と関係づけて論じている、マーサ・ヌスバウムに即して研究を進めた。

(3) 本研究の目的は、現象学的方法を法領域に応用することであるから、方法を応用すべき対象となる法学および法哲学の「あり方」を吟味しておく必要がある。つまり、対象領域における問題意識や分節の仕方を予め定め、それに対する方法を吟味しようと試みた。法学および法哲学における問いの立て方を分析するために、法学関連の概説書や研究書を数多く読んで分析した。

(4) 感情がもつ合理的な側面を、法領域のどの場面に活用できるかを考察した。この点についても、ヌスバウムの分析を手掛かりとした。

4. 研究成果

(1) 現象学的方法

現象学的還元

現象学の創始者フッサールは彼の提唱する現象学的方法について意識的に取り組み、方法として精緻に仕上げている。だがそれは知覚に定位した意識分析としての、彼の超越論的哲学の方法である。現象学を哲学以外の他の分野へと応用しようとする場合、その方法はどのようなものとなるか。応用する分野の事象に即して方法は変化するのだろうか。このことを考察するために、他分野における現象学的研究を分析した。医療分野においてはS. カイ・トゥームズの『病いの意味』、心理学的分野においてはアメディオ・ジオルジの『心理学における現象学的アプローチ』、教育学においてはマックス・マーネンの『生きられた経験の研究』を中心に、その方法を分析し考察した。その結果として、現象学的方法は非超越論的な方法として、拡張的に解釈すべきとの結論に至った。事象領域に即して分析するために、事象領域の性格とそこでの問題意識に適合するような仕方、方法は修正されるべきであるし、それが「事象そのものへ」という現象学の精神に合致すると考えることができる。

形相的還元

また、現象学的方法のもう一つの柱、形相的還元ないし本質直観の方法は、私たちの経験の中の「共通のもの」を取り出す方法として、他の分野においてもそのまま応用可能であると考えられる。これは歴史上様々な哲学者が無意識のうちに事象の分析に用いてきたものを、フッサールが自覚的に方法として仕上げたものであり、感情や法を考察する際にも有効である。

(2) 感情についての分析

感情についての歴史的諸説

まず、感情について考察している哲学史上の諸説について研究した。アリストテレス、アダム・スミス、J. S. ミル、ヒュームの著作、そして感情についての概説書などである。その結果、歴史上の感情理解は多様であるが、まずは感情(emotion)、感じ(feeling)、気分(mood)等を区別することが重要であり、さらに感情の内実をどのように捉えるのかに懸かってくるとの結論に達した。

感情の認知的機能

感情は、外界に対する私たちの反応や態度であると言えるが、対象についての信念を含んでいる点で、「感じ」や「気分」とは区別される。対象について一定の信念をもつということは、感情が一定の認知的機能をもつことを意味している。感情のもつ認知的機能は、ハイデガーの『存在と時間』の「情態性」の分析において示唆されているが、これを「恐れ」や「怒り」、「嫌悪」において考察するときには、より具体的に認知的機能を認めることができる。これはヌスバウムの『法と感情 現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』においても関連づけて論じられている。

ただし、立法の根拠や運用における適用の場面で考察するとき、その認知的機能をもつ「感情」を、そのつどの状況のなかでの、特定の個人の外界に対する反応・態度と理解するならば、その感情によって告げられる対象についての信念や情報は、その特定の個人の性格に依存した、変化しやすいものとなり、それゆえ人間一般に共通する「合理的なもの」とは言えなくなる。したがって、法の分野に応用する場合の「合理性をもつ」感情は、何らかの意味で一般化されたものとならねばならないことになる。それはヌスバウムによれば「常識人」の思考を基準とするものであり、そのような一般化を経ることで、感情に合理的な側面を認めることができるようになり、感情は法の分野の中で役割を果たすことができることになる。

(3) 法学・法哲学の問いの立て方

法学・法哲学の問いの立て方

当初の狙いでは、法学の問いの立て方や問題意識の独特の方向性を解明し、それと現象学的研究の方向性とをすり合わせることで、問題意識が共有できるのではないかと考え

ていた。しかし、様々な法学、法哲学の概説書や研究書を吟味したが、独特な方向性を見いだすには至らなかった。しかしながらその過程で、法学理論、法哲学理論の精緻な理論体系を再認識した。それと同時に、法の領域に、市民感情を考慮することが法学の視野拡大や改革につながると考える諸説も数多くあった。それゆえ問題は、感情をいかに考慮し法の分野に活用するかということとなる。

(4) 感情の法学・法哲学への活用

法学・法哲学へ活用可能な分野と感情

法学・法哲学に感情を活用可能な分野としては刑事法が考えられる。刑事法に關係する感情としては、「恐れ」「怒り」「羞恥」「嫌悪感」「同情」「憎しみ」「憐れみ」「罪悪感」などが考えられるが、ヘルマン・シュミッツとヌスバウムに即して、刑事法においては「恐れ」「怒り」「羞恥」「嫌悪感」が重要な役割を担うので、これらを中心に考察した。

法における感情とは何か

法における感情について、ヌスバウムの考察が重要である。それは感情を、行為の状況を考える場合に、「常識人でもそのような感情を抱いたか」を基準とする点である。これはその行為者がその状況のなかで実際に感じていた「感じ」や「感覚」とは区別されるものである。法における感情の役割を否定する見解は、感情を後者に解し、その人により変化しやすい不安定さゆえに、法の分野において感情を考慮することを否定している。しかしヌスバウムのように「常識人」を基準として感情を考慮する場合には、その感情は常識人でも抱く「理に適ったもの」であり、それは行為者の性格やそのときの状況によって左右されるような不安定で非合理的なものではない。それを法の領域において考慮に入れることは、不要であるどころか、必要なことであると考えられる。

感情を活用する分野の分節と活用の仕方

さしあたり、感情を活用できる法の分野は刑事法である。これは、立法、裁判における法の適用、量刑、そして受刑者の更生の場面に分節できる。立法の場面では、感情は法の正当性を基礎づけており、感情を考慮に入れることで、刑事処罰の範囲と刑の類型を再吟味することが可能になる。裁判における法の適用と量刑においては、行為の価値評価に関し感情は重要な資料となる。さらに受刑者の更生に関しても、刑法と社会秩序の基礎にある感情を受刑者に理解させることは、実定法を単に理解させることよりも、根本的で効果的であると考えられる。以上のように、少なくとも刑事法においては、その基礎にある感情を考慮することで、司法と刑事政策の在り方に新しい視野を提供すると考えられる。

(5) 最後に

この研究の目的は、「現代日本における」法と感情の現象学的考察であった。しかし、研究を進めるに従って、現代の「日本」における法のあり方を考察するためには、日本における現在の法理論と法運用を踏まえる必要があることがわかってきた。それは非常に広範囲に及び奥の深いものである。限られた期間での研究ではとても達成できなかった。ただ、哲学、それも現象学の研究は、欧米の研究者の研究を後追いするのではなく、研究者本人の身の回りの事象に即して研究してはじめて価値がある。日本の法における考察は今後の重要な課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

野村 文宏、ジオルジの現象学的心理学と、現象学的方法の応用の問題、別府大学紀要、査読有、第56号、2015、99-112

野村 文宏、トゥームズの病気経験の現象学—現象学的方法とその適用—、別府大学紀要、査読有、第55号、2014、105-118

〔学会発表〕(計 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

野村 文宏 (NOMURA, Fumihiro)
別府大学・食物栄養科学部・准教授
研究者番号：25580008

(2)研究分担者

()

研究者番号：